**大阪府資源管理指針**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［平成２３年３月３０日制定］

［平成２８年８月３１日改正］

第１　大阪府における海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

１．大阪府の漁業の概要

本府は大阪湾に面しており、沿岸では古くから多種多様な漁業が営まれている。

大阪湾は瀬戸内海の東端に位置し、産卵回遊等多くの魚介類の通り道となっているとともに、淀川、大和川を始めとする大小の河川が流れ込み、餌料生物が豊富で瀬戸内海でも有数の豊かな漁場であり中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業、刺網漁業、釣り漁業及び定置網漁業などの漁船漁業と、少ないながらものり・わかめ等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。

　漁業生産については近年２万トン前後、生産額については30億円から50億円前後で推移しているが20年前と比較するといずれも減少傾向にある。近年（H21～26）の漁業種類別の漁獲量では中型まき網漁業が約65％、機船船びき網漁業が約25％、小型機船底びき網漁業が約6.4％であり、これらの漁業で全体漁獲量の90％以上を占めている。　※漁獲量は（H21～26）の平均値より算出

２．大阪府の資源管理実態

大阪府では、平成に入ってから漁業者の自主的資源管理の気運の高まりとともに事業化された資源管理施策（資源管理型漁業推進総合対策事業（平成3年6月）から資源回復計画事業（平成13年度創設）に至る）を活用しながら、これまで資源管理を進めてきた。

本府は、平成3年度からの小型機船底びき網漁業を中心とした小型魚再放流等の取組を皮切りに、刺網漁業、アナゴかご漁業及び機船船びき網漁業等においてそれぞれ資源管理を実践している。また、平成14年度からは資源回復計画制度のもとにサワラ漁獲対象漁業（サワラ流網漁業）による「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）」に基づき、網目制限、サワラを対象とした漁業の禁漁期間の設定、種苗生産放流等の取組を実践してきた。小型機船底びき網漁業においての取組は平成19年度から「大阪府小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画（平成19年4月2日公表）」に基づく取組として小型魚の再放流、操業時間の制限等を実践している。

|  |
| --- |
| **大阪府における資源管理型漁業の取組** |
|  |  |  |
| **平成3年** | **6月** | **資源管理型漁業研修会開催・広域回遊資源、地域重要資源、沿岸特定資源に分けて取組** |
| **12月** | **小型機船底びき網漁業資源管理部会、刺網漁業資源管理部会結成** |
| **平成4年** | **11月** | **アナゴかご漁業資源管理部会の結成** |
| **平成5年** | **3月** | **小型機船底びき網漁業資源管理計画、刺網漁業資源管理計画策定** |
| **10月** | **機船船びき網漁業資源管理計画の策定** |
| **平成6年** | **3月** | **アナゴかご漁業資源管理計画の策定** |
| **平成7年** | **8月** | **スズキ建網漁業資源管理部会結成** |
| **平成10年** | **3月** | **シャコ資源管理計画の策定** |
| **イカナゴ資源管理計画の策定** |
| **4月** | **複合的資源管理型漁業推進総合対策事業** |
| **平成11年** | **3月** | **スズキ建網漁業資源管理計画の策定** |
| **サワラ流網漁業資源管理部会の結成** |
| **平成12年** | **2 月** | **サワラ流網漁業資源管理計画の策定** |
| **平成13年** | **2月** | **サワラ流網漁業資源管理計画の改定** |
| **平成14年** | **4月** | **サワラ瀬戸内海系群資源回復計画開始** |
| **平成15年** | **4月** | **サワラにTAE制度適用** |
| **平成19年** | **4月** | **小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画開始** |

３．資源管理の方向性

本府では水産資源の持続的な利活用を水産業振興の重点方策として位置付け、積極的な資源管理、資源の維持回復を図るべく、漁業調整規則等で規定されている公的規制の徹底と併せて、漁業者の自主的取組を他の関連施策と一体となって展開していく。

　なお、本指針における公的資源管理（公的措置）とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則、海区及び広域漁業調整委員会指示を含む）を指すものとするが、公的規制であっても従来自主的に実施されていた資源管理のための取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

第２　海洋生物資源等ごとの資源動向及び自主的資源管理措置の方向

１．漁業種類ごとの漁獲の状況等

大阪府の本指針における対象漁業の近年の漁業生産量は、概ね2万トン前後で推移しており、小型機船底びき網漁業、機船船びき漁業、中型まき網漁業、刺網漁業及びひきなわ漁業等で主に構成されている。

これらの漁業では、操業海域や時期に応じて、多種多様な魚種を漁獲しており、漁期を通じて特定の魚種を選択的に漁獲する漁業形態は極めて少なく、複数の漁業が、漁場や水産資源を共有して利用しているといった特徴を有している。

このため、全体の漁獲量は、漁獲される複数の魚種の来遊状況、発生状況及び成育状況等により、毎年変動することになり、全体の漁獲量の維持安定を効果的に実践するためには、漁業種類毎に行うことが合理的である。一方、漁業形態によっては、漁獲対象魚種がある程度絞り込まれる漁業種類もある。

このことから、漁獲対象魚種が多様な場合は漁業種類として、主要な漁獲対象魚種が絞り込まれる場合は魚種別として区分し、これらの区分の中で漁業種類ごとに、資源管理措置を地区実態に応じて機動的に取り組むものとする。

本指針では、漁業対象魚種の資源の状況、対象漁業種類等を勘案し「魚種別資源管理」として（１）から（４）に、また、知事許可漁業、共同漁業権漁業及び自由漁業について、操業の形態、漁業の規模等を勘案して、「漁業種類別管理」として（１）から（７）の漁業に区分し、これらの魚種別及び漁業種類毎に「自主的管理措置」を定め取り組む。

なお、魚種別資源管理または漁業種類別管理に含まれる漁業の名称等は別表３のとおりとする。

２．魚種別資源管理

（１）イワシシラス（カタクチイワシ）・イカナゴシラス

　１）資源及び漁獲の状況等

イカナゴシラス、イワシシラスはほぼ全量、機船船びき網漁業で漁獲されており、その漁獲量は、昭和51年の12,000トンをピークとして、その後、昭和61年まで3,000～9,000トン台で推移し、近年（H17～26）は4,000～5,000トンで推移している。イカナゴシラスは2月から4月まで、イワシシラスは4月から12月までが漁期となるが年度によって変化が見られる。

　２）資源管理措置等

イワシシラス・イカナゴシラスの漁獲量は、シラスの来遊状況、発生状況、成育状況、海況等により、比較的大きな変動幅の中で推移している。このような大きな変動を最小限に抑えるため、イワシシラス・イカナゴシラスを対象とした唯一の漁法である機船船びき網漁業では、これまで休漁日の設定、操業開始日・操業終了日の設定、操業時間の設定等に取り組んできたことから、近年（H21～26）の全体の漁獲量は概ね4,000～5,000トン前後を維持している。今後もこの状態を持続するため、公的規制の遵守と併せて、別表１の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。なお、休漁日の設定については、確認資料を提出させるものとする。

　（２）サワラ

　１）資源の状況等

サワラの漁獲量は、昭和57年までは50トン以下で推移していたが、昭和58年には240トンのピークを見たものの、その後は急激な減少傾向にあり、平成４年まではほぼ40トンで推移してきたが、その後さらに漁獲量は減少し平成10年には3トンまで落ち込んだ。このため、平成１４からは資源回復計画に取り組んだことにより、近年（H21～26）の漁獲は50トン前後、H25年以降は90トン近く漁獲されており、若干回復している状況である。

２）資源管理措置等

サワラにおいては、瀬戸内海関係府県が連携したサワラ瀬戸内海系群資源回復計画に基づく取組として、さわら流網漁業においては休漁期間の設定(6月5日から7月11日まで)、漁具規制（網目規制10.6cm以上を使用）、種苗の中間育成・放流を実践。ひきなわ漁業においては禁漁期間の設定(5月25日から6月30日までサワラを目的とした操業の禁止)を行ってきた。

その結果、近年（H21～26）のサワラの全体の漁獲量は50トン前後に回復してきているが、平成６年以前の資源状況と比較すると依然低迷しており、今後も引き続いて公的規制の遵守と併せて「自主的管理措置」に取り組む必要がある。また、サワラは主に刺網、流網及びひきなわ漁業により漁獲されるが、これらの漁業種はサワラ以外にも多様な魚種を漁獲する漁法であり、魚種別資源管理は困難であることから、自主的管理措置は、後述の漁業種類別資源管理に従うこととする。

（３）スズキ

１）資源の状況等

スズキの漁獲量は、昭和30年代はほぼ100トン前後で推移していたが、昭和50年代から増加し昭和58年に704トンで１回目のピークであったが、その後は一時期減少したもののその後回復傾向を示し、平成11年に713トンを2回目のピークとして、近年（H21～26）は概ね300トン～450トンで推移している。

　２）資源管理措置等

スズキは、主に小型機船底びき網漁業、流網漁業、刺網漁業及びひきなわ漁業で漁獲されており、漁獲量は、発生状況、成育状況及び海況等により、毎年大きく変動する。近年（H21～26）の全体の漁獲量は概ね300トン～450トンで推移しており、今後もこの状態を維持するために、公的規制の遵守と併せて「自主的管理措置」に取り組む必要がある。また、スズキは主に小型機船底びき網漁業、刺網漁業、流網漁業及びひきなわ漁業により漁獲されるが、これらの漁業種はスズキ以外にも多様な魚種を漁獲する漁法であり、魚種別資源管理は困難であることから、自主的管理措置は、後述の漁業種類別資源管理に従うこととする。

（４）マダコ（タコ類）

１）資源の状況等

マダコ（タコ類）の漁獲量は、昭和30年代はほぼ200トン台で推移しており、ピークは昭和42年の355トンで、その後は減少し100トン台で若干の増減を繰り返していたが、近年（H21-26）は100～200トン前後で推移している。

　２）資源管理措置等

マダコの漁獲量は、発生状況、成育状況及び海況等により増減するが比較的安定している。近年（H21-26）の全体の漁獲量は概ね100～200トン前後で推移しており、今後もこの状態を維持するために、公的規制の遵守と併せて「自主的管理措置」に取り組む必要がある。また、タコ類は主にたこつぼ、タコかご漁業及び小型機船底びき網漁業により漁獲されるが、これらの漁業種のうち小型機船底びき網漁業においては、マダコ（タコ類）以外にも多様な魚種を漁獲する漁法であり、魚種別資源管理は困難であることから、自主的管理措置は、後述の漁業種類別資源管理に従うこととする。

また、たこつぼ、タコかご漁業はタコ類を漁獲する漁法であることから、公的規制の遵守と併せて、別表１の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。なお、休漁日の設定については、確認資料を提出させるものとする。

３．漁業種類別資源管理

（１）小型機船底びき網漁業

　１）漁業の状況等

小型機船底びき網漁業の漁獲量は、昭和30年から昭和40年代では4,000～5,000トン台で推移し、昭和39年の18,800トンをピークにして、昭和50年代から減少に転じて近年（H21～26）は1,400トン前後で推移している。漁獲対象は、主にマダイ、ヒラメ、カレイ類、エビ類、カニ類及び貝類等であるが、多種多様な魚種を漁獲しており、漁期を通じて特定の魚種を選択的に漁獲するような漁法でないことから、魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

　２）資源管理措置等

小型機船底びき網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しく、時期や漁場によって漁獲される魚種が異なるため、全体の漁獲量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、成育状況及び海況等により、毎年変動する。

小型機船底びき網漁業では、これまでも大阪府小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画に基づく取組として、小型魚等の再放流、漁具の改良、休漁日の設定及び操業時間の制限等の取組を実践しているが、近年（H21～26）の全体の漁獲量は概ね1,400トン前後で依然低迷した状態が続いている。このため、引き続き公的規制の遵守と併せて、別表２の「自主的管理措置」に取り組み、漁獲量を回復させる必要がある。なお、休漁日の設定については、確認資料を提出させるものとする。

（２）まき網漁業

　１）漁業の状況等

中型まき網漁業の漁獲量は、昭和50年代から60年前半にかけては30,000トン以上で推移し、昭和57年の101,000トンをピークとしていたが、近年（H21～26）は14,000トン前後で推移している。漁獲対象は、主にアジ類、サバ類、イワシ類となっており、漁期に応じて漁獲対象となる魚種が変わる漁業であり、魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

２）資源管理措置等

中型まき網漁業については、時期や漁場によって漁獲される魚種が異なるため、漁期全体でみると、複数の魚種を漁獲しており、全体の漁獲量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、成育状況及び海況等により、毎年変動する。中型まき網漁業による、近年（H21～26）の漁獲量は概ね14,000トン前後で推移していることから、今後もこの状態を維持するため、公的規制の遵守と併せて、別表２の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。なお、休漁日の設定については、確認資料を提出させるものとする。

（３）刺網漁業

　１）漁業の状況等

刺網漁業の漁獲量は、昭和49年から平成14年までは昭和50年の1,166トンをピークとして、600トン以上で推移してきたが、近年（H21～26）は300トン前後と低迷している。漁獲対象は、主にスズキ、カレイ類、サワラ類、マダイ及びカニ類等であるが、多種多様な魚種を漁獲しており、漁期を通じて特定の魚種を選択的に漁獲するような漁法でなく、魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

２）資源管理措置等

刺網漁業については、時期や漁場に応じて漁獲する対象魚種が異なるものの、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しく、時期や漁場によって漁獲される魚種が異なるため、全体の漁獲量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、成育状況及び海況等により毎年変動する。

スズキの産卵親魚等の再放流等や漁具の網目制限(２寸８分以上)、カレイの産卵期の禁漁に取り組んできた。しかしながら、近年（H21～26）における全体の漁獲量は300～500トン前後と依然低迷しているために、公的規制の遵守と併せて、別表２の「自主的管理措置」に取り組み、資源の回復を図る必要がある。なお、休漁日の設定については、確認資料を提出させるものとする。

（４）流網漁業

　１）漁業の状況等

流網漁業の漁獲量は近年（H21～26）は低迷している。漁獲対象は、主にスズキ、ツバス、サワラ、マナガツオである。

２）資源管理措置等

流網漁業については、時期や漁場に応じて漁獲する対象魚種が異なり、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、全体の漁獲量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、成育状況及び海況等により毎年変動する。

流網漁業のうち主にサワラを漁獲対象とするサワラ流網漁業においては、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に基づく取組として、休漁期間の設定(６月５日から７月11日まで)や網目制限(10.6cm以上)の取組を実践してきた。また、主にスズキを漁獲対象とするツバス・スズキ流網漁業においては、スズキの産卵親魚等の再放流や漁具の網目制限(２寸８分以上)を行ってきた。

しかしながら、近年（H21～26）の全体の漁獲量は低迷しているために、公的規制の遵守と併せて、別表２の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。なお、休漁日の設定については、確認資料を提出させるものとする。

（５）小型定置網漁業

　１）漁業の状況等

小型定置網漁業の漁獲量は、昭和49年の428トンをピークとして昭和30年代から平成12年まではほぼ200トン台で推移していたが、近年（H21～26）は100トン前後に減少している。漁獲対象は、主にアジ類、メバル、マダイ、スズキ、イカ類等であるが、多種多様な魚種の来遊を待って漁獲しており、漁期を通じて特定の魚種を選択的に漁獲するような漁法でなく、魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

２）資源管理措置等

小型定置網漁業については、時期、海況に応じて漁獲される魚種が異なるため、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しく、全体の漁獲量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況及び成育状況等により、毎年変動する。小型定置網漁業の近年（H21～26）の全体の漁獲量は概ね100トン台と低迷しており、公的規制の遵守と併せて、別表２の「自主的管理措置」に取り組み、資源の回復を図る必要がある。なお、休漁日の設定については、確認資料を提出させるものとする。

（６）釣り漁業(ひきなわ漁業、一本釣漁業)

　１）漁業の状況等

釣り漁業の漁獲量は、延縄漁業が行われていた昭和40年代は昭和46年の693トンをピークとして200トン以上あったが、昭和52年から平成12年までは100トン台で推移し、近年（H21～26）は50トン以下で推移している。漁獲対象は、主にタチウオ、マダイ、アジ類、サワラ等であるが、多種多様な魚種を漁獲しており、漁期を通じて特定の魚種を選択的に漁獲するような漁法でなく、魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

　２）資源管理措置等

釣り漁業については、時期や漁場に応じて漁獲する対象魚種が異なるため、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しく、全体の漁獲量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況及び成育状況等により、毎年変動する。

釣り漁業の中ではひきなわ漁業においてはサワラ瀬戸内海系群資源回復計画に基づく取組として、サワラを目的とした操業禁止の設定(5月25日から7月11日まで)を実践してきた。

しかしながら、近年（H21～26）の全体の漁獲量は概ね50トン以下と低迷しており、公的規制の遵守と併せて、別表２の「自主的管理措置」に取り組み、資源の回復を図る必要がある。なお、休漁日の設定については、確認資料を提出させるものとする。

（７）その他の漁業（かご漁業（たこかごを除く）、潜水器漁業、採介藻、敷網漁業)

　１）漁業の状況等

その他の漁業の漁獲量は、他の漁業と比較して増減が激しく年により100から900トンで推移している、ピークは昭和61年の903トンであったが、近年（H21～26）はアナゴの漁獲量の減少により200トン前後で推移している。漁獲対象は、アナゴ、メバル、カサゴ、タコ・イカ類、カニ、ナマコ、サザエ類、シジミ等といった定着性の魚種が主体となっているが、漁期や漁場に応じて漁獲対象となる魚種が変わり、たこつぼや一部のかご漁業を除いて特定の魚種を選択的に漁獲する漁法でなく、魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

　２）資源管理措置等

その他の漁業については、時期や漁場によって漁獲される魚種が異なるため、漁期全体でみると、複数の魚種を漁獲しており、全体の漁獲量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、成育状況等により、毎年変動する。その他の漁業等はアナゴを対象にしたかご漁業では、操業時間制限や網目制限、かご数及び漁日(週休２日制)を許可条件として公的規制により制限しているが、自主的管理としては実施されていない。そのため、その他漁業においては、近年（H21～26）の全体の漁獲量は概ね200トンと減少傾向にあり、資源量を増大するためには、公的規制の遵守に加えて、別表２の「自主的資源管理措置」に取り組む必要がある。なお、休漁日の設定については、確認資料を提出させるものとする。

　※平成14年度は採貝のみのデータ

第３　その他

（１）履行確認について

　 本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、大阪府資源管理協議会は、別記に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、府が行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

 参加漁業者は資源管理計画に記載された資源管理措置を確実に履行するとともに、参加漁業者及び参加漁協は、各魚種、各漁業種類及び地域ごとに定められた資源管理措置別表１及び２のうち参加漁業者等が確認資料を提出する措置については別記に従い同資料を作成し、その他の措置については計画作成主体もしくは関係漁協が、履行が適切に行われたことを証する書類を作成し、大阪府資源管理協議会に提出させるものとする。

　 また、漁業者の自主的取組と併せて、大阪府は栽培漁業及び漁場整備等による資源の積極的な培養、漁場環境の改善等を一体的に推進していくことで、これまで取り組んできた資源管理の一層の強化を図ることとする。

（２）その他

本指針に記載している資源管理措置以外に、漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取り組みに積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組むものとする。**［　別　記　］**

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段のうち何れかを、資源管理措置のうち栽培漁業、漁場環境整備においては記載手段の全てを用いることとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 資源管理措置 | 履行確認手段 |
| 休漁 | ①漁協作成の水揚台帳（漁業種類、操業日、操業者の確認できるもの）、②停泊時の日時付きの写真 |
| 漁獲量制限 | ①漁協作成の水揚台帳（操業日、操業者の確認できるもの）、②漁獲物の種類ごとに漁獲量、サイズ等を証明する組合文書 |
| 操業時間制限 | ①日時付きの帰港時の着岸写真　②網上げ時間を証明する組合文書 |
| 漁具制限（※１） | 積載時の網目サイズの大きさ、漁具数の確認できる写真（漁船番号、日付が写っているもの） |
| 漁獲物制限（※２） | ①漁協作成の水揚台帳（操業日、操業者の確認できるもの）、②漁獲物の種類ごとに漁獲量、サイズ等を証明する組合文書　③セリ場における確認（随時） |
| 栽培漁業（※３，４） | ①放流状況の写真（日時付き）、②経費負担が証明できる書類、③実施報告書の写し |
| 漁場環境整備（※３，５） | ①作業状況の写真（日時付き）、②経費負担が証明できる書類、③実施報告書の写し |

※１　漁具制限の取組内容は、網目サイズ、漁具数等とする。

※２　漁獲物制限の取組内容は、小型魚再放流、産卵親魚保護等とする。

※３　漁業者が自ら経費負担を行っているものに限る。

※４　栽培漁業の取組内容は、中間育成、種苗放流とする。

※５　漁場環境整備の取組内容は、藻場干潟整備、海底耕耘、有害生物駆除等とする。

**［　別　表　１　］**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）イワシシラス（カタクチイワシ）　　　イカナゴシラス | 自主的管理措置 | 地区名（組合名） |
|  | 休漁、操業時間制限、漁期短縮 | 大阪市、堺市浜寺、高石市、泉大津、忠岡、春木、岸和田市、北中通、岡田浦、西鳥取、淡輪、深日、鰮巾着網 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （４）マダコ（タコ類） | 自主的管理措置 | 地区名（組合名） |
|  | 休漁 | 大阪市、大阪住吉、堺市、堺市沿岸、堺市出島、堺市浜寺、高石市、泉大津、忠岡、春木、岸和田市、北中通、泉佐野、田尻、岡田浦、樽井、尾﨑、西鳥取、下荘、淡輪、深日、谷川、小島 |

**［　別　表　２　］**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）小型機船底びき網漁業 | 自主的管理措置 | 地区名（組合名） |
|  | 休漁、漁獲物制限、操業時間制限 | 大阪市、堺市出島、春木、岸和田市、北中通、岡田浦、樽井、西鳥取、下荘、淡輪、深日、谷川、小島 |
|  | 休漁、漁獲量制限、漁獲物制限、操業時間制限 | 泉佐野、尾﨑 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （２）まき網漁業 | 自主的管理措置 | 地区名（組合名） |
|  | 休漁 | 高石市、鰮巾着網 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （３）刺網漁業 | 自主的管理措置 | 地区名（組合名） |
|  | 休漁、漁具規制、漁獲物規制 | 大阪市、大阪住吉、堺市、堺市沿岸、堺市出島、堺市浜寺、高石市、泉大津、忠岡、春木、岸和田市、北中通、泉佐野、田尻、岡田浦、樽井、尾﨑、西鳥取、下荘、淡輪、深日、谷川、小島 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （４）流網漁業 | 自主的管理措置 | 地区名（組合名） |
| つばす・すずき流網漁業 | 休漁、漁具規制 | 大阪市、堺市、堺市沿岸、堺市出島、高石市、泉大津、忠岡、春木、岸和田市、北中通、田尻、岡田浦、樽井、尾﨑、西鳥取、下荘 |
| さわら流網漁業 | 休漁（禁漁期間の設定）、漁具規制、稚魚放流　 | 大阪市、春木、岸和田市、北中通、岡田浦、樽井、尾﨑、西鳥取、下荘 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （５）定置網漁業 | 自主的管理措置 | 地区名（組合名） |
|  | 休漁 | 忠岡、泉佐野、田尻、岡田浦、樽井、尾﨑、西鳥取、下荘、淡輪、谷川 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （６）釣り漁業 | 自主的管理措置 | 地区名（組合名） |
| ひきなわ漁業 | 休漁(禁漁期間の設定) | 大阪市、大阪住吉、堺市、堺市沿岸、堺市出島、堺市浜寺、高石市、泉大津、忠岡、春木、岸和田市、北中通、泉佐野、田尻、岡田浦、樽井、尾﨑、西鳥取、下荘、淡輪、深日、谷川、小島 |
| 一本釣漁業 | 休漁 | 大阪市、大阪住吉、堺市、堺市沿岸、堺市出島、堺市浜寺、高石市、泉大津、忠岡、春木、岸和田市、北中通、泉佐野、田尻、岡田浦、樽井、尾﨑、西鳥取、下荘、淡輪、深日、谷川、小島 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （7）その他漁業 | 自主的管理措置 | 地区名（組合名） |
| その他漁業 | 休漁 | 大阪市、大阪住吉、堺市、堺市沿岸、堺市出島、堺市浜寺、高石市、泉大津、忠岡、春木、岸和田市、北中通、泉佐野、田尻、岡田浦、樽井、尾﨑、西鳥取、下荘、淡輪、深日、谷川、小島 |

**［　別　表　３　］**

**【魚種別資源管理】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 魚種区分 | 漁業区分 | 対象となる漁業名称 |
| （１）イワシシラス(カタクチイワシ)・イカナゴシラス | 機船船びき網漁業 | ○漁業法第66条に記載の瀬戸内海機船船びき網漁業で大阪府漁業調整規則第５条に記載の機船船びき網漁業 |
| （２）サワラ | 刺網漁業流網漁業ひきなわ漁業 | ※【漁業種類別資源管理】下表参照 |
| （３）スズキ | 小型機船底びき網漁業流網漁業刺網漁業ひきなわ漁業 | ※【漁業種類別資源管理】下表参照 |
| （４）マダコ | たこつぼ漁業 | ○大阪府漁業調整規則第５条に記載のたこつぼ漁業 |
| たこかご漁業 | ○自由漁業であるたこかご漁業 |

**【漁業種類別資源管理】**

|  |  |
| --- | --- |
| 漁業区分 | 対象となる漁業名称 |
| （１）小型機船底びき網漁業 | ○漁業法第66条に記載の小型機船底びき網漁業で大阪府漁業調整規則第4条に記載の地方名称に該当する漁業 |
| （２）まき網漁業 | ○漁業法第66条に記載の中型まき網漁業○大阪府漁業調整規則第5条に記載の小型まき網漁業 |
| （３）刺網漁業 | ○大阪府漁業調整規則第5条に記載の刺網漁業○大阪府漁業調整規則第5条に記載の囲刺網漁業 |
| （４）流網漁業　 | ○大阪府漁業調整規則第5条に記載の流網漁業（さわら流網漁業）（つばす・すずき流網漁業） |
| （５）定置網漁業 | ○大阪府漁業調整規則第5条に記載の小型定置網漁業 |
| （６）釣り漁業 | ○大阪府漁業調整規則第5条に記載のひきなわ漁業○一本釣り漁業 |
| （７）その他の漁業 | ○大阪府漁業調整規則第5条に記載の敷網漁業○大阪府漁業調整規則第5条に記載のかご漁業○大阪府漁業調整規則第5条に記載の潜水器漁業○採介藻漁業 |